

大東市企業実態調査業務委託
公募型プロポーザル実施要領

大東市
産業・文化部 産業経済室
令和7年5月

1 目的

本市の企業誘致における現状、強み、課題等を整理し、本市地域経済の持続的な発展につなげるために、これから目指す姿を設定する必要がある。

そのためには、市内企業の現状、経営課題、新たな取り組みや支援ニーズはもとより、「本市での創業」に関する評価等についても把握する必要があることから、市内企業に対する企業活動の実態調査（アンケート調査）を実施する。また、その結果を企業誘致施策と今後の効果的な産業振興施策の企画・立案を行う上で基礎資料とすることを目的とする。

調査実施にあたっては、データをより信頼性の高いものとするために調査票の回収率を高める工夫や、調査結果から市内外の産業構造、経済構造、近年の日本経済の動向を踏まえて広い視野と専門的見地から分析、考察を行うことについて、民間事業者のノウハウを活用し効率的に業務を遂行するものとする。

2 業務の概要

（１）業務名

大東市企業実態調査業務

（２）業務内容

別紙「大東市企業実態調査業務委託仕様書」のとおり

（３）履行期間

契約締結の日から令和８年１月３１日まで

（４）契約上限金額

金 ３，４７２，０００円（消費税および地方消費税を含む。）

3 事業者選定方法

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本業務の参加資格を有する者は、次の全ての要件を満たしているものとする。

- ① 大東市入札参加資格者名簿に登録されていること。ただし、本件に限り、業務等の特殊性から広く公募による提案を求める必要があるため、入札参加資格審査に準ずる申請書の提出要領（別紙）に掲げる書類を本プロポーザル参加申し込みと同時に提出し、受理された者でも可能とする
- ② 政治活動、宗教活動を主たる目的としているものでないこと
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定するものでないこと
- ④ 会社更生法、民事再生法等の規定に基づき、更正または再生手続きを開始していないもの
- ⑤ 国税および地方税を滞納していないもの
- ⑥ 大東市建設工事等における指名停止に関する要綱に基づく指名停止措置を受けていないもの
- ⑦ 経営状態が著しく不健全（債務超過）でないこと
- ⑧ 大東市暴力団排除条例第7条各号に該当しないもの
- ⑨ 過去3年以内に、同種の業務実績（自治体のほか民間企業との契約実績を含む）を有すること
- ⑩ 提出された書類の記載事項に虚偽があるものでないこと
- ⑪ その他、本プロポーザルへの参加から契約の履行完了まで、一貫して信義に従い誠実に対応し、市民の信頼を損なうものでないこと

5 実施手順（スケジュール）

	項目	時期
①	募集要項の公表	令和7年5月26日（月）※大東市ホームページに公開
②	質問受付期間	令和7年5月26日（月）～ 令和7年6月2日（月）17時まで ※様式8を使用し、電子メールで産業経済室に提出 ※件名は「プロポーザルに関する質問」とすること ※電子メール： sangyo_ki@city.daito.lg.jp ※送信後は、必ず電話による着信確認を行うこと ※電話および直接来庁による質問には応じない

③	質問に対する回答	令和 7 年 6 月 4 日（水） ※回答をとりまとめ、各社に電子メールにて連絡
④	参加表明書及び 会社概要の提出期間	令和 7 年 5 月 2 6 日（月）～ 令和 7 年 6 月 9 日（月） 1 7 時まで ※【様式 1】 【様式 2】を持参または郵送にて提出
⑤	企画書等の提出期間	令和 7 年 5 月 2 6 日（月）～ 令和 7 年 6 月 1 2 日（木） 1 7 時まで ※「6 応募方法および企画提案書等の提出」に記載している必要書類を持参または郵送にて提出 ※なお、企画書は参加表明書および会社概要を提出した上で提出すること（同封にて提出可）
⑥	第一次審査	令和 7 年 6 月 1 3 日（金） ・ 第一次審査結果通知 令和 7 年 6 月 1 6 日（月）
	第二次審査	令和 7 年 6 月 1 9 日（木）
⑦	選定結果の通知	令和 7 年 6 月下旬
⑧	契約の締結	選定通知後速やかに締結

6 応募方法および企画提案書等の提出

（１）提出書類および部数

	提出書類名	提出部数等	様式
①	参加表明書兼誓約書	正本 1 部	様式 1
②	会社概要書および類似業務実績書	正本 1 部 副本 7 部	様式 2
③	企画提案書等届出書	正本 1 部 副本 7 部	様式 3
④	企画提案書	正本 1 部 副本 7 部	任意様式 （A 4 サイズ）
⑤	業務実施体制調書	正本 1 部 副本 7 部	様式 4
⑥	業務（管理）責任者調書	正本 1 部 副本 7 部	様式 5
⑦	検査責任者調書	正本 1 部 副本 7 部	様式 6

⑧	担当者調書	正本 1 部 副本 7 部	様式 7
⑨	見積書および見積内訳書	正本 1 部 副本 7 部	任意様式 (A 4 サイズ)
⑩	入札参加資格審査に準ずる申請書の提出について (※)	正本 1 部	別紙様式 1
⑪	別紙に記載している各種書類 (※) *詳しくは、別紙「入札参加資格審査に準ずる申請書の提出要領」をご確認ください	正本 1 部	
	・委任状		別紙様式 2
	・その他		任意様式 (A 4 サイズ)

(2) 提出期間

①～②：令和 7 年 5 月 26 日（月）～令和 7 年 6 月 9 日（月） 17 時（必着）

③～⑪：令和 7 年 5 月 26 日（月）～令和 7 年 6 月 12 日（木） 17 時（必着）

(※) ただし⑩⑪については、本市の令和 7 年度入札参加有資格者名簿に登録されている事業者は提出不要

(3) 提出方法

- ・それぞれの期日までに、大東市産業・文化部 産業経済室 起業・誘致推進グループに持参または郵送により提出するとともに、当該提出書類一式データを電子メールにて提出すること（①⑩⑪を除く）
- ・窓口受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く 9 時～17 時 30 分までとする（最終日は 17 時まで）
- ・郵送の場合は、封筒の表に「大東市企業実態調査業務 応募申請書」と記載すること
- ・副本については、②～⑨を順に紐またはファイルに綴ること

【提出先】〒574-8555 大東市谷川 1-1-1

大東市 産業・文化部 産業経済室 起業・誘致推進グループ

電子メール: sangyo_ki@city.daito.lg.jp

(4) 企画書の作成方法

別紙仕様書で求めている要件をもとに、次の項目について、A4サイズ、20ページ以内（両面換算10枚）に簡潔に記載すること（表紙や目次等を除く）。

なお、副本については、すべてのページにおいて、提案者が特定できるような表示および記載のないものとする。

- ① 本事業に対する考え方（基本方針）、事務実施体制、スケジュール
- ② 別紙仕様書の「4. 業務内容」の各項目について、それぞれ進め方や工夫するポイント
- ③ 独自提案（追加提案がある場合は、有償の有無を記載すること）

(5) 見積書の作成方法

見積書は次のとおりとする。

- ① 総価格とすること
- ② 消費税相当分を含め積算すること
- ③ 宛名は「大東市長 逢坂 伸子」とすること
- ④ 契約費用一切の経費が含まれるものとし、仕様書を参考に、できる限り詳細に内訳を記載すること
- ⑤ 事業費は3,472,000円（消費税および地方消費税を含む）を上限とする

7 本事業受注者の選定方法

(1) 審査方法

① 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、産業経済室事務局にて第一次審査を実施し、第一次審査通過者を選定する。（最大3者）

第一次審査の結果は、令和7年6月16日（月）に必要書類提出時に使用されましたメールアドレス宛に通知する。

② 第二次審査（提案説明及びヒアリング審査）

開催日：令和7年6月19日（木）

開催場所：大東市役所

※ 時間・場所の詳細については、企画提案書提出者に別途連絡。

プレゼンテーション時間：1事業者あたりプレゼンテーションの時間は40分（説明20分、質疑応答20分）とし、参加人数は3名までとする。ただし、本業務を主に担当する者を最低1人以上加えることとする。

プレゼンテーションに用いる資料は応募時の企画書のみとする。

※一部参加者がリモート参加することも可能とするが、本業務を主に担当する人は現地でプレゼンテーションを行うこと。また、リモート参加者が途中で交代するなど参加者が4人以上とにならないよう注意すること。

リモート参加するためのパソコン、通信機器、ケーブル等は企画提案者が準備すること。（市のモニター1台使用可）

③ 審査結果は各者に審査結果通知書で通知する。

④ 提案者がいない場合は、再度公募を行う。

（2）受注者の選定

①提出のあった書類及び企画書案について評価基準に基づき審査し、第一次審査に、第二次審査の各委員の点数を合計した点を総評価点として、順位付けを行う。総評価点の最も高い事業者を選定し、本業務の契約候補者とする。

ただし、契約候補者と協議、調整が整わないとき、もしくは契約を辞退したとき、または参加資格要件を満たさなくなったときは、次点の者を契約候補者とする。

② 総評価点の平均点が60点に満たない事業者は契約候補者に選定しない。

（3）評価基準

①事業者評価

評価項目		評価の視点	配点
実施体制	業務実績	・過去3年間における同種業務の実績があるか（本業務遂行能力があるか） ・過去の実務実績が効果的かつ魅力的なものであるか	10
	実施体制・人員配置	・業務を実施する上で適正な体制であるか ・相応の資格や能力を有する人員の配置があるか ・調査対象者からの問い合わせ等に対し、丁寧かつ責任を持った対応ができるか。	5

②価格評価

価格点は5点満点とし、以下の方法により算出する。

委託上限額と同額の場合は0点とし、その値から3%下がるごとに1点加点し、85%以下の経費見積額となる場合は、すべて5点加点とする。

なお、見積額が本件委託業務にかかる事業費（3,472,000円）を超えている場合は失格とする。

③企画提案書に関する評価

評価項目		評価の視点	配点
企画提案	業務理解度・基本方針	・本業務の目的や内容を理解した上で、的確な提案になっているか ・事業の目的に関する理解と知識が十分にあるか ・本市の特徴、課題等を反映できる内容となっているか	10
	業務工程	・業務完了までの工程が適切に組まれているか ・各工程で想定される業務量が適切に工程計画に反映されているか ・作業内容が具体的に記載されているか ・緊急時や不測の事態への対応について提案があるか	10
	業務遂行	・仕様書の内容が過不足なく反映され、業務の効率化及び本市職員の事務負担軽減に資する対応がなされているか	10
	調査対象の抽出	・調査対象事業者の抽出方法は、本業務の目的や内容を理解した上で効果的かつ適切なものとなっているか	10
	質問項目の提案・回答率向上の対応策	・本業務の目的を理解し、実効性の高い設問項目とするための提案がなされているか ・回答率を上げるための効果的な対応策を具体的に提案できるか	10

	集計・分析 ・報告書	・調査結果と組み合わせる統計データ（大東市内外の産業構造、経済構造、近年の日本経済の動向など）として想定している内容や方針は適切か ・企業誘致及び企業留置の観点での課題を把握しやすい集計及び分析方法が提案されているか ・論理的な考察を導き出すための方策（過去の実績等を含む）を具体的に提案できているか	20
	追加・独自提案	・仕様書の内容に加え、有効な追加提案があるか ・事業者のノウハウ、実績を活かした発想や技術力による独自提案がされているか	10

8 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 参加資格を満たさなくなった場合
- ③ 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- ④ 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合
- ⑤ 前各号に定めるもののほか、提案にあたり、著しく信義に反する行為があった場合など

9 本業務の実施

本業務の実施にあたっては、採択された企画案を提案した事業者と連携し、提案された企画案を基に詳細を協議の上、実施する。日程や内容等、必要に応じて修正して実施する場合もありうる。

1 0 契約の締結

- (1) 選定委員会において決定された契約候補者は、本市との協議に基づき契約を締結する。契約締結に際しては、大東市契約規則のほか、関係法令の規定に基づくものとする。
- (2) 受託者は本契約に基づく業務を第三者に委託してはならないものとする。
ただし、あらかじめ再委託する相手方の住所、事業者名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性および再委託の金額等について記載した書面を市に提出し、市の承認を得た場合はこの限りではない。
- (3) 契約保証金は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。ただし、大東市契約規則第31条第2項の規定による要件に該当する場合は免除とすることができる。

1 1 契約候補者の公表

次に掲げる事項を、本市ホームページで公表する。

- (1) 業務名
- (2) 業務概要
- (3) 契約候補者を選定した日
- (4) 契約候補者の名称および所在地
- (5) その他、必要な事項

1 2 その他留意事項

- (1) 応募・提案に関し必要な費用は、全て提案者の負担とする
- (2) 提出された書類の返却は行わない
- (3) 応募にあたって提出する書類の追加・差替え・修正は原則として認めない。
また、必要書類が不足していた場合、後日失格として取扱うことがある。
なお、追加提出等を応募書類以外に求める場合がある
- (4) 提出された書類は、公文書として取り扱い、情報公開請求があった場合は、情報公開条例に基づき公開する

- (5) 審査の結果、契約候補者なしとすることがある
- (6) その他、本事業の募集・選定・実施にあたり当要領の改正の必要がある場合は、適宜改正を行う
- (7) 本募集に参加する者は、契約候補者決定後において、実施要領等の内容について、不明または錯誤を理由に異議を申し立てることはできない

1 3 連絡先（担当部署）

大東市 産業・文化部 産業経済室 起業・誘致推進グループ

〒574-8555 大東市谷川一丁目1番1号

電話 072-800-6258

FAX 072-870-9608

E-mail sangyo_ki@city.daito.lg.jp